



第10回

1. 農薬は人間やまわりの生き物、環境に悪影響が出ないように、使うルールが決められています。

- (1) 農薬は、使用量や使用回数、使用方法などが法律に基づき厳しく制限されています。
- (2) 農薬は、農薬取締法や食品衛生法、毒物及び劇物取締法、水質汚濁防止法など多くの法律で規制されています。

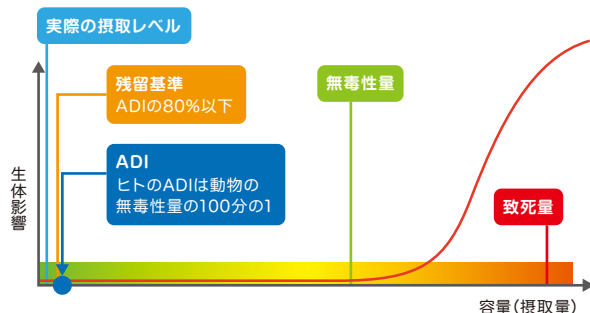
安全性や環境影響が確認され、問題がないとされたものでないと農薬として登録できません。



2. 食品中の化学物質の安全性について

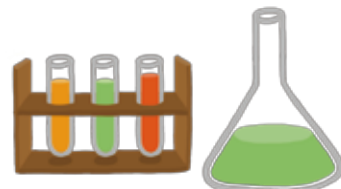
- (1) 一部の発ガン物質を除くほとんどの化学物質は、たくさん摂取すると死に至る場合がありますが、量が少なくなると影響が出なくなります。その影響が出ない量を「無毒性量」と言います。

*2014年6月号のおさらい



(2) 「無毒性量」

動物実験で「生涯食べ続けても有害な影響が見られない最大量」を求めます。人間よりも寿命が短いラットやマウスが使われます。一生涯の間、対象となる農薬をエサに混ぜて毎日摂取させます。さらに2世代以上にわたって農薬を毎日与え、生殖機能や仔の生育に影響がでないか、なども調査します。



(3) 「ADI」(一日摂取許容量)

動物と人間との違いや個人差(男女・年齢等)を考慮し、「無毒性量」に安全係数(通常1/100)をかけた値を「ADI」とみなします。これは「人が一生、毎日食べ続けても健康に影響のない量」で、食品安全委員会が決めます。

(4) 農産物には、栽培中に使用した農薬が微量ながら存在する場合があります。これを「残留農薬」といいます。

(5) 残留農薬の「残留基準」

水や空気から農薬が体内に入る可能性も考えて、摂取量がADIの80%を超えないように、農作物(食品)ごとに残留基準が決められています。

(6) 「使用基準」

各農薬には「使用基準」が決められており、その内容が容器に表示されています。(作物名/使用量/使用時期・回数) 農薬の使用者には、使用記録をとるように指導されています。この記録から農薬が適正に使用されているか確認できます。



(7) 実際の摂取量も調べられています

厚生労働省は、スーパーなどで実際に購入した食品で残留農薬の量を測定して、公表しています。

食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

検索

「平成21～22年度調査:47の農薬などが検出されたが、平均一日摂取量の対ADI比(%)は0.01%～5.92%の範囲」

